

船橋市小児慢性特定疾病要支援者証明事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の2第4項に基づき、小児慢性特定疾病に罹患している児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明することで、地域における自立した日常生活の支援のための施策を円滑に利用できるようにするため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 法第6条の2第3項に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成（以下「医療費助成」という。）の対象となった者（当該児童等又はその保護者が市内に住所を有する場合に限る。）

(実施方法)

第3条 証明を実施する方法は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）によるものとする。

(証明の内容)

第4条 本事業による証明の内容は、対象者について次の（1）及び（2）に規定する事項とする。

- （1）当該患者が小児慢性特定疾病に罹患している事実
- （2）認定の有効期間

(申請手続)

第5条 本事業による認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、小児慢性特定疾病要支援者証明事業（登録者証）申請書（第1号様式）に小児慢性特定疾病にかかっていることを証明する資料（医療意見書又は小児慢性特定疾病医療受給者証）を添付の上、市長に提出するものとする。なお、医療費助成の申請と一体的に申請するときは、「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する要綱」で規定する様式で提出するものとする。

(認定の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けた時は、対象者が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が法第6条の2第3項に規定する厚生労働大臣が定める程度であること（以下「基準」という。）を満たしているかを審査し、基準を満たしていない場合又満たしていることを判定できなかった場合には、法第19条の4第1項の規定による船橋市小児慢性特定疾病審査会の意見を徴した上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、認定の決定をしたときは、マイナンバー情報連携を行い、不承認としたときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 登録者証の認定の有効期間は、医療費助成の有効期間に準ずるものとする。

(登録者証の消滅)

第8条 第6条第1項による認定は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 第2条に該当しなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 登録者証が不要となったとき

2 前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに書面にて市長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。